主 文本件上告を棄却する 理 中

辯護人三井明の上告趣旨は別紙上告趣意書と題する書面記載の通りであるからこれに對し順次判断するに

上告趣意第一點原判決によれば被告人が昭和二十二年四月十六日岡山區裁判所で 飲酒して自轉車を竊取した件に付懲役一年六目三年間執行猶豫の判決を言渡された 事實を被告人の原審公廷に於ける同旨の供述により認定している。しかし原審第一 回公判調書によれば被告人は裁判長より被告人の前科といふのは此の通り違いない かと間はれ裁判長より記録編綴の被告人に對する身許取調書中前科欄を讀聞かされ たのに對し前科は御讀聞けの通り間違ない窺盗罪は今度の事件と同じ様に酒に醉つ て人の自轉車に手を出したものである趣旨の供述をしたことが記載されているが右 身許取調書には被告人が昭和二十二年四月十六日岡山區裁判所に於で窺盗罪により 懲役十月三年間執行猶豫の言渡を受けた事實は記載されているが昭和二十二年四月 十六日岡山區裁判所に於て窺盗罪により懲役一年六月三年間執行猶豫の言渡を受け た事實は記載されていない従つて原判決には被告人が同年同月同區裁判所に於て自 轉車を竊取したため竊盗罪として刑の言渡をうけた事實を認め得る證據はあるが右 刑が懲役一年六月であり三年間執行猶豫の言渡を受けたものであるとの事實を認め る點に於て證據を缺い〈要旨第一〉ていることになる。しかしながら證據によつて認 めることを要する事實とは罪となるべき事實を指し情状となく/要旨第一>るべき事實 の如きはこれを含まないものと解すべきところ原判決は前示受刑事實を罪となるべき事實或は刑の加重條件となるべき事實として認めたものではなく單に情状として これを認めたに過ぎないこと判文上明瞭である。従つて前示受刑事實につき證據を 缺如するも原判決を以つて違法なりと謂ふことは出來ないから論旨は理由がない。

ない。従つて論旨は理由がない(その他の判決理由は省略する。) 以上の理由により刑事訴訟法第四百四十六條に則り主文のように判決する。 (裁判長判事 植山日二 井上開了 判事 大賀遼作)